

海外からの旅行者が持ち込んだ 生肉から口蹄疫ウイルス検出

本年1月に北海道の新千歳空港において中国からの乗客の荷物から、持ち込みが禁止されている**山羊の生肉**が見つかり、生肉から感染性のある**口蹄疫ウイルス**が検出されました。

日本へ肉・肉製品を持ち込まないようにしましょう。また、農林水産省が作成した多言語リーフレットもありますので、農場の技能実習生等への周知にぜひご活用ください。

～多言語リーフレット掲載場所～

- ①「どうぶつとしょうぶつのけんえきのおしらせ」(動植物検疫の制度)(15か国語)
<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>
- ②「らいにちするあなたへのおねがい」(動物検疫リーフレット)(14か国語)
<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#messages-to-you>

- ☐ 日本へ**肉や肉製品**を持ち込まない
- ☐ 海外から日本へ肉や肉製品を送ってもらわない
- ☐ もし肉製品を持って日本の空港・港に到着した場合、必ず動物検疫所に立ち寄り検査を受ける



違法な持込みや販売をした場合、法律により、300万円以下(法人には5,000万円以下)の罰金や、3年以下の拘禁刑になることも

**肉や肉製品の
持込は原則禁止**

持込が禁止されている肉・肉製品の一例
生鮮肉、ジャーキー・干肉、ハム・ソーセージ・サラミ、
ベーコン、ハムサンド、ハンバーガー